

## 大阪府監査委員告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年12月26日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

### 委員意見に対する措置

（彩都地区の関連道路・橋梁の整備計画について）

監査対象機関名	大阪府茨木土木事務所	
監査実施年月日	委員 平成24年1月13日	事務局 平成23年11月29日
	監査の結果	措置の状況
	<p>国際文化公園都市「彩都」（以下「彩都」という。）地区の関連道路・橋梁の整備計画の検討にあたっては、彩都の事業施行者であるUR都市機構（以下「UR」という。）の事業進捗や事業計画変更等に係る意思決定の影響を大きく受けるものである。URの事業計画変更等により、先行して投資した事業費が無駄になり府に損害が生じるリスクを考慮すると、府による事業実施の判断は慎重に行う必要がある。</p> <p>西部地区と中部地区を結ぶ岩阪橋梁の整備にあたっては、平成21年12月に事業認可を受け、用地買収（4車線+モノレール分）を完了している。しかしながら、その時点でURの東部地区事業は実質的に撤退の状況にあり、中部地区事業についても撤退の可能性が残されていた。その後、中部地区については事業進捗の目処が立ったとのことであり、2車線分の橋梁整備は実現する見込</p>	<p>【措置した機関：交通道路室、茨木土木事務所】</p> <p>用地買収については、措置済み</p> <p>都市計画道路茨木箕面丘陵線は、平成28年度の第4回大阪府戦略本部会議（平成29年1月）において、彩都の骨格となる道路及び新名神高速道路へのアクセス道路の役割を担うものであることから、彩都東部地区のまちづくりの進捗に合わせて整備を図ることとなった。</p> <p>なお、彩都東部地区のまちづくりに関しては、現在、住宅まちづくり部において、彩都建設推進協議会を通じ、土地利用計画案などの取りまとめに向けた調整が進められているところであり、都市整備部としては、当該計画案が確定した後、各種前提条件の変化や、交通需要予測等を踏</p>

みではあるが、残り2車線+モノレール分の用地は不要になる可能性がある。このような状況を鑑みれば、用地買収は、URの動向についての口頭での情報のみならず、根拠となる客観的資料を入手し総合的に分析した上で慎重に進める必要があったといえる。

用地買収に踏み切った根拠を明確にしておくことは、府民への説明責任を果たすためにも必要なことから、今後同様の状況が生じた場合には十分に留意されたい。

また、西部地区から中部地区と東部地区を通過して茨木亀岡線までを結ぶ茨木箕面丘陵線の延伸計画（都市計画道路）についても、現段階では東部地区の事業実施の見通しが立たないなど、その後の各種前提条件の変化に応じて、交通需要予測等を厳密に見直した上で、都市計画の見直しの検討を慎重に実施されたい。

まえ、茨木箕面丘陵線の都市計画の見直し等に係る検討を進め、対応していく。